（地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令の一部改正）

第二条　地方教育行政の組織及び運営に関する法律施行令（昭和三十一年政令第二百二十一号）の一部を次のように改正する。

第七条中「に読み替えるものとする」を「とする」に改め、同条の表第十七条第二項の項中「この条から第十九条まで、第二十一条及び第二十二条」を「この節」に改め、同表第十七条第三項の項中「第十七条第三項」を「第十七条の二第一項」に改め、同表第十七条第三項ただし書の項を次のように改める。

第十七条の二第一項ただし書	人事委員会規則（競争試験等を行う公平委員会を置く地方公共団体においては、公平委員会規則。以下この節において同じ。）
	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則

第七条の表第十七条第四項の項中「第十七条第四項」を「第十七条の二第二項」に改め、同表第十七条第五項の項中「第十七条第五項」を「第十七条の二第三項」に改め、「においては、任命権者とする。以下第十八条、第十九条及び第二十二条第一項において同じ。）」を削り、同表第十八条及び第十九条の項を削り、同表第二十一条第一項の項中「競争試験」を「採用試験」に、「人事委員会」を「人事委員会は任命権者の属する地方公共団体の人事委員会」に改め、同表第二十一条第三項及び第四項の項中「及び第四項」を削り、同項の次に次のように加える。

第二十一条第四項	人事委員会規則	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則
	人事委員会は	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会は

第七条の表第二十一条第五項の項の次に次のように加える。

第二十一条の四第一項	人事委員会規則	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会規則
	人事委員会を置かない地方公共団体	任命権者の属する地方公共団体に人事委員会が置かれていない場合

第七条の表第二十二条第一項の項を次のように改める。

第二十一条の四第二項	人事委員会は	任命権者の属する地方公共団体の人事委員会は

第七条の表第二十二条第二項の項中「人事委員会」を「人事委員会は任命権者の属する地方公共団体の人事委員会の」に改め、同表第二十三条第三項の項から第二十三条第八項の項までを次のように改める。

第二十三条の二第二項	任命権者	都道府県教育委員会
第二十三条の二第三項	任命権者が地方公共団体の長及び議会の議長以外の者であるとき	都道府県教育委員会
	地方公共団体の長に	都道府県知事に
第二十三条の四	人事委員会	都道府県の人事委員会
	任命権者	都道府県教育委員会

第七条の表第二十五条第三項第六号の項から第二十五条第五項の項までを削り、同表第三十九条第二項の項中「次項」を「第四項」に改め、同表第四十条第二項の項を削り、同表第五十一条の二の項の次に次のように加える。

第五十八条の三第一項	任命権者	都道府県教育委員会
	地方公共団体の長	都道府県知事
第五十八条の三第二項	地方公共団体の長	都道府県知事

附　則

（施行期日）

1　この政令は、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第一条の規定による改正前の教育公務員特例法施行令第九条第一項において準用する改正法附則第九条の規定による改正前の教育公務員特例法第二十条第一項の規定によりこの政令の施行の日前の直近の勤務成績の評定が行われた日から起算して一年を経過する日までの間は、第一条の規定による改正後の教育公務員特例法施行令第九条第一項及び第三項の規定にかかわらず、同条第一項において準用する改正法附則第九条の規定による改正後の教育公務員特例法第五条の二第一項に規定する学長は、なお従前の例により、勤務成績の評定を行うことができる。

特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十八年一月二十二日

内閣総理大臣　安倍　晋三

文部科学大臣　馳　浩

内閣総理大臣　安倍　晋三